

企画提案仕様書

1 委託件名

カーボンニュートラル貢献企業販路拡大支援業務委託

2 事業実施の背景・目的

カーボンニュートラルへの世界的な意識の高まりで、拡大する脱炭素市場は中小企業に大きなチャンスとなっている。

本事業は、脱炭素に資する環境ラベル等を取得している事業者を福岡市カーボンニュートラル貢献企業(以下、「貢献企業」という)として募集・選定のうえ、貢献企業の販路拡大を支援し、脱炭素市場の開拓の成功事例を作ること、脱炭素経営は受注拡大や業績向上となりうるというメリットを認識させるとともに、地場中小企業の脱炭素経営の取組みを加速化させることを目的とする。

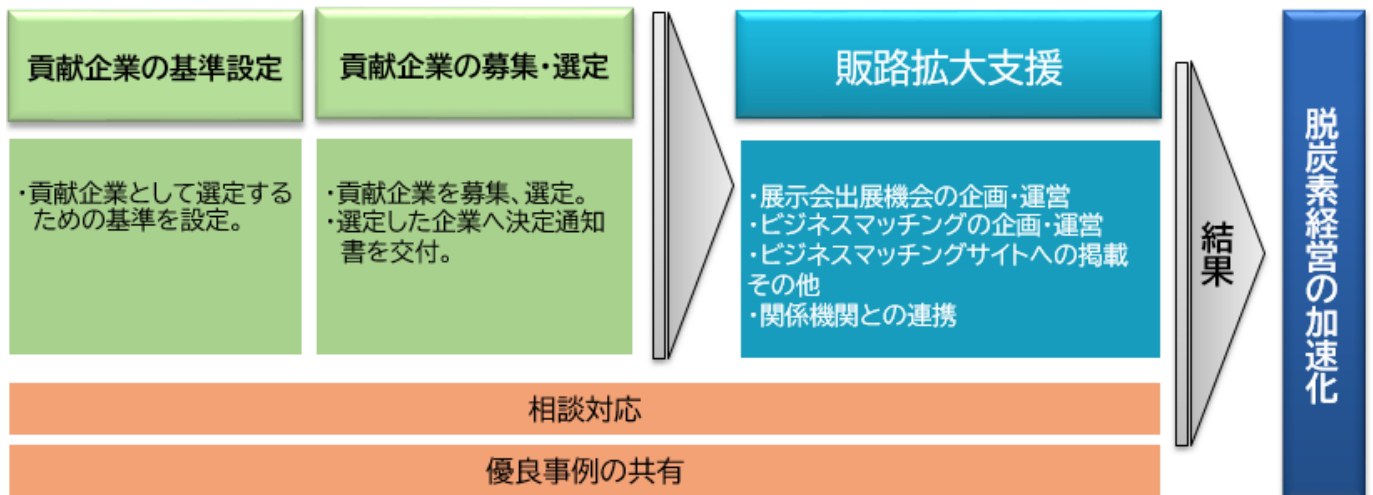
3 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

4 事業概要

- (1) 貢献企業の基準設定
- (2) 貢献企業の募集・選定
- (3) 販路拡大支援
- (4) 脱炭素化への取組みに関する事業者からの相談対応
- (5) 優良事例の共有

※事業のイメージ図



5 委託業務

(1) 貢献企業の基準設定

- ・脱炭素社会実現に向けた先駆的な取組みを行う事業者を貢献企業の選定基準については、GHG排出量削減に貢献する環境ラベルやSBT(中小企業版含む)等を取得していることとする。
- ・選定基準のうち環境ラベルについては、本事業の趣旨に適した3つ以上を提案すること。

・また、上記以外の貢献企業に相応しい選定基準があれば提案すること。

(2) 貢献企業の募集・選定

【選定企業数】 貢献企業の選定基準を満たす企業を10社以上

【対象】 福岡市内に事業所がある中小企業。複数社が連携した団体(例)協同組合、任意団体など)も対象とする。ただし、複数社が連携した団体を支援する場合は、1社とカウントする。複数社が連携した団体を支援する場合は、代表企業が福岡市内に事業所がある中小企業とする。

- ・貢献企業の募集及び脱炭素経営に取り組む中小企業の裾野拡大を図るため、効果的な広報手段とターゲットとする事業者を提案すること。
- ・貢献企業選定にあたり委託者の補助を行うこと。
- ・貢献企業の信用度及び本事業の認知度向上を図るため、選定した貢献企業に対して交付する通知書(A4版)のデザインを提案すること。
- ・その他、貢献企業の募集・選定の詳細については、本市と協議のうえ決定すること。

(3) 販路拡大支援

①展示会出展の企画、運営

【展示会出展】 2回以上

【支援社数】 各回4社以上

・展示会の内1回は、『モノづくりフェア2025』(※1)に福岡市ブースとして出展すること。

(※1)会期:令和7年10月15日(水)~17日(金)

会場:マリンメッセ福岡A館・B館

主催:日刊工業新聞社

- ・展示会の内1回は、大都市圏(関東圏・関西圏)の展示会のうち、中小企業が出展しやすい脱炭素分野の展示会を提案し、福岡市ブースとして出展すること。
- ・各展示会のブースについては、1社あたり8平米以上のスペースを確保すること。
- ・展示会へのブース出展の設営及び運営

ア ブースの装飾

- ・来場者や他の出展者に対して、貢献企業のブランド力向上や福岡市のプレゼンス向上に繋がるブースづくりに努めること。
- ・各出展者の看板作成
- ・その他機材のレンタル
- ・福岡市ブース内のレイアウト検討・調整

イ 展示会事務局や出展者との連絡調整等

- ・福岡市ブースに関する展示会事務局や出展者との連絡調整を行うこと。
- ・出展者説明会を開催して、出展に関する説明資料(配置図、コンセント位置などブース資料)を配布・説明すること。
- ・出展者の連絡調整や説明会については、オンライン等での実施も可。

ウ アンケートの実施

- ・支援の効果を計るため、出展者に対してアンケートを出展後2回程度実施し、徴収、集計、分析を行うこと。

エ 運営体制

- ・業務実施に十分な運営体制とすること。

- ・各展示会においては、会期中、常に連絡が取れる1名以上の人員を置くこと。
- ・その他展示会出展支援の詳細については、本市と協議のうえ決定すること。

② ビジネスマッチングの企画、運営

【開催回数】 2回以上

【支援社数】 5社以上

- ・ビジネスマッチングの内1回は、貢献企業と全国の企業とを引き合わせるピッチ形式での開催とし、開催方法等の提案すること。
- ・ピッチについて、貢献企業の発表準備にあたり、必要に応じて助言を行うこと。
- ・ビジネスマッチングは、貢献企業の特徴を踏まえた商談先を引き合わせる最適な手法を提案すること。
- ・ビジネスマッチングの開催にあたっては、支援の効果を高めるために、適宜、国等の関係機関と連携すること。
- ・マッチング後の商談の経過については、支援企業ごとにレポートを提出すること。
- ・ビジネスマッチング支援者に対して、支援の効果を計るためのアンケートを当日及び支援実施の数カ月後を目途に配付し、徴収、集計、分析を行うこと。
- ・その他ビジネスマッチング支援の詳細については、本市と協議のうえ決定すること。

③ ビジネスマッチングサイトへの掲載

【掲載サイト(予定)】 ジェグテック(<https://jgoodtech.smrj.go.jp/pub/ja/>)

- ・貢献企業がビジネスマッチングサイトへ掲載するにあたって、効果的な記載内容等を助言すること。
- ・その他掲載先については、本市と協議のうえ決定すること。

④ その他

- ・①～③以外の効果的な販路拡大の取組みがあれば、予算の範囲内で提案すること。
- ・販路拡大支援については、貢献企業が希望する分野や商談先を考慮するとともに、多くの貢献企業が支援を受けられるように組み立てること。

(4) 事業者からの相談対応

- ・貢献企業の募集・選定や貢献企業からの相談等に対応すること。
- ・その他事業者からの相談対応等の詳細については、本市と協議のうえ決定する。

(5) 優良事例の共有

① 事例集の企画、作成

- ・本事業における貢献企業の成果をまとめた事例集の内容を企画、提案すること。

② 成果報告会の開催

【開催回数】 1回以上

- ・貢献企業の成果を広く周知する成果報告会の内容を企画、提案すること。
- ・成果報告会の開催にあたっては、事例周知の効果を高めるため、適宜、国等の関係機関と連携も検討すること。

③ その他

- ・地場中小企業の脱炭素経営の取組みを加速化させるため、独自の周知方法を企画、提案すること。
- ・その他優良事例共有の詳細については、本市と協議のうえ決定すること。

※(1)～(5)の支援の実施にあたっては、より充実した内容となるよう、適宜、国等の関係機関と連携を図ること。

6 事業計画・業務報告等

(1)事業計画の提出

契約締結後すみやかに事業計画(実施内容、広報計画、実施体制、全体スケジュール等)を策定し、福岡市へ提出すること。なお、詳細は福岡市と協議のうえ決定すること。

(2)業務報告

事業の進捗状況等について、適宜、福岡市へ報告を行うこと。

(3)業務完了報告

令和8年3月31日までに事業報告書を作成し、福岡市へ提出すること。

事業報告書の内容等は、事前に福岡市と協議すること。

7 業務実施体制

必要な人員を確保し、委託業務を円滑に実施できる体制を整えること。また、業務遂行責任者を定め、委託業務の進行管理や福岡市との連絡調整を行わせること。

8 対象経費

委託業務の実施に要する経費のうち、受注者の通常業務と区分して経理することが可能な以下の経費とする。

○事務局運営経費

事務局人件費、その他事務局運営に係る経費

○販路拡大支援における企画・運営経費

展示会出展やビジネスマッチング、その他販路拡大に係る企画・運営経費

○事例の共有化

記事作成や成果報告会等開催・運営経費に係る経費、広告費、その他事例の共有化に係る経費

○広報経費

事業内容の周知や参加企業募集など広報活動に係る経費

9 業務の適正実施に関する事項

(1)関係法令等の遵守

委託業務の実施にあたって、労働基準法その他関係法令を遵守すること。

(2)業務の再委託

福岡市の承諾を得ずに、委託業務の一部を再委託してはならない。第三者へ再委託する場合は、事前に書面で報告し、福岡市の承諾を得ること。

(3)個人情報の保護

福岡市個人情報保護条例や個人情報の保護に関する法律その他関係法令を遵守すること。契約終了後も同様とする。なお、再委託する場合は、再委託先にも同様の義務を負わせるものとする。

(4)守秘義務

業務上知り得た福岡市や企業等の秘密を第三者に漏らしてはならず、かつ、他の目的に使用してはならない。契約終了後も同様とする。なお、再委託する場合には、再委託先にも同様の義務を負わせるものとする。

(5) 外部サービス利用の有無の確認と適正実施

業務の履行において外部サービスを利用する場合は、以下の要件を満たしたものとすること。

① 対象となる外部サービス

事業者等の庁外の組織が情報システムの一部又は全部の機能を提供する、この業務に関する情報の保存を伴うクラウドサービス。

(例示)

- ・仮想サーバー、ストレージ、ハイパーバイザー等提供サービス(IaaS)
- ・データベースや開発フレームワーク等のミドルウェア等提供サービス(PaaS)
- ・CRM(顧客管理システム)等のソフトウェア等提供サービス(SaaS)
- ・生成AI

② 外部サービスの利用要件

参考資料「外部サービスの利用要件確認票」の全ての要件を満たしていることが、契約書、約款、公開資料その他サービス事業者及び受注者からの提供資料により確認できること。

10 その他

- (1) 契約の締結、委託業務の実施に関して必要な費用は、特段の定めのない限り、すべて受注者の負担とする。
- (2) 委託業務の実施にあたっては、福岡市の委託事業であることを意識し、支援先企業等の立場を考慮し、福岡市に対する信用が損なわれないように努めること。
- (3) 委託業務の実施にあたって、支援先企業等から手数料等の利益を得ないこと。
- (4) 委託業務の実施にあたって、福岡市や国・県等の他の公的機関が実施する補助制度についても十分理解し、必要に応じて協力などを行うこと。
- (5) 委託業務の実施にあたって、福岡市からの協議や問い合わせ等の求めには速やかに対応すること。
- (6) 委託業務に係る各種書類は、実施期間終了後5年間保管すること。
- (7) Web制作物(ロゴ等)及び広報用のチラシデータ等、事業広報用の各種制作物をデータにより福岡市に納品すること。納品の方法については、福岡市と協議すること。
- (8) この委託で制作された物(以下「制作物」という)に係るすべての著作権(著作権法第27条および第28条に規定されている権利を含む)は福岡市に帰属するものとし、受注者は、制作物に係る著作権を引渡し時に福岡市に無償で譲渡するものとする。
- (9) 福岡市は、制作物を他の広報物に使用できるものとし、使用に際しては以下のとおりとする。
 - ① 福岡市が制作物を利用する際、受注者の承諾は不要とする。
 - ② 福岡市が制作物を利用する際、著作者名を非表示とすることができる。
 - ③ 福岡市が「2. 目的」のために制作物を改変(ぼかし、トリミング等の簡易な加工)するとき、受注者はその改変に同意する。

- (10)福岡市が認める場合には、受注者は第三者による画像等の使用を了承するものとし、使用料がかからないこととする。使用に際して、受注者以外の著作者の許諾が必要な場合には、受注者がその手続きを行うものとする。
- (11)制作にあたって利用する人物等の著作権や肖像権等の権利関係に関することは、受注者において処理するものとする。
- (12)本仕様書及び契約書に定めのない事項については、福岡市と協議を行うこと。